

## 入札説明書添付資料－3 対価の支払方法について

### 1 対価の構成

民間事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、市が民間事業者に支払う対価は次のとおりである。

これらの詳細を以下の表設計・建設業務費及び運營業務委託費の構成に示す。

#### (1) 設計・建設業務費

設計・建設業務について、建設請負事業者に支払う対価

#### (2) 運營業務委託費

運営・維持管理業務について、運営事業者に支払う対価

表 1 設計・建設業務費及び運營業務委託費の構成

支払いの対象となる業務	設計・建設業務費及び運營業務委託費	対象となる費用等
設計・建設業務	<p>『設計・建設業務費』</p> <p>・左記に掲げる業務に対して支払う対価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記業務を行う上で必要となるすべての費用とする。</li> </ul>
運営・維持管理業務	<p>『運営固定費』</p> <p>※左記に掲げる業務に対して、処理対象物量の多寡に関係なく支払う対価</p> <p>※算出式は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>運営固定費</p> <p>= 運転経費 + 維持管理費 + 人件費 + その他経費</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記業務を行う上で必要となるすべての費用から、運営変動費を控除した金額とする。</li> <li>● 運転経費は、光熱水費の基本料金等とする。</li> <li>● 維持管理費は、点検・検査費（法定点検・定期点検等）及び補修・更新工事費とする。</li> <li>● 人件費は、左記に掲げる業務に係る全人件費とする。</li> <li>● その他経費には、保険料、公租公課及びSPC運営費用（人件費、監査費用等）を含む。</li> <li>● SPCの利益を含む。</li> <li>● 運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等SPC設立費用等）。</li> </ul>
	<p>『運営変動費』</p> <p>※処理対象物量に応じて支払う対価</p> <p>※算出式は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>運営変動費</p> <p>= 処理対象物量 × 変動費単価</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等）。</li> <li>● 年間変動費を計画ごみ処理量で除すことにより、変動費単価を提案すること。</li> <li>● SPCの利益は含まない。</li> </ul>

## 2 対価の支払い方法

### (1) 設計・建設業務費

本施設の設計・建設業務費の支払条件は、事業提案書を基に各会計年度における請負代金の支払いの限度額を設定することによるものとし、建設事業者は前払金及び部分払について、八王子市契約事務規則に則って請求できる。

詳細は建設工事請負契約書（案）において定める。

#### 1) 前払金

契約金額が 10 億円以上の場合、10%を超えない額を支払う。

※前払金の支払は、平成 31 年度とする。

#### 2) 中間前払金

契約金額が 10 億円以上の場合、5%を超えない額を支払う。

#### 3) 部分払

建設工事請負契約約款第 37 条に定める部分払の方法は、次のとおりとする。

##### (ア) 部分払の方法

任意時期部分払とする。

##### (イ) 支払い回数

4 回以内

##### (ウ) 請求時期

受注者の希望する時期とし、市と協議して定める。

##### (エ) 出来高内訳書の提出

受注者は、工種別の出来高を記した既済部分出来高書を作成のうえ、その請求の都度、提出する。

### (2) 運營業務委託費

本施設の運營業務委託費は、平成 34 年 10 月 1 日から平成 55 年 3 月 31 日までの 20 年 6 ヶ月間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、月に 1 回運営事業者に対して支払うものとする。運営事業者は月間業務完了報告書を翌月の 10 日までに提出し、市は提出を受けた日から 10 日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。運営事業者は、市からの通知を受けた後速やかに請求書を市へ提出する。市は、請求書を受理した日から 30 日以内に運營業務委託費を支払うものとする。

運営固定費は、毎月均等（内訳毎に毎月均等）とする。運営変動費については、計画処理量に基づき毎月 1 回仮払いし、モニタリング結果を踏まえ、年度末に精算する。

## 3 運營業務委託費の改定

### (1) 改定の基本的な考え方

ごみ量変動及び物価変動の影響については以下の方法により運營業務委託費に反映させるものとする。

また、実績ごみ質が計画ごみ質に対して差異が生じ、運営事業者の提案した変動費

単価が実態に整合しないと市又は運営事業者が認めた場合には、協議を行うものとする。

ア ごみ量変動

実績処理対象物量と運営事業者が提案した変動費単価の積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

イ 物価変動

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させるものとする。

表 2 運營業務委託費の改定

運營業務委託費	改定の有無	
	ごみ量変動	物価変動
運営固定費	改定しない	改定する
運営変動費	改定する	改定する

(2) ごみ量変動に基づく改定

運営変動費について、次式によりごみ量変動に基づく改定を行う。

$$\text{運営変動費 (円)} = \text{実績処理対象物量 (t)} \times \text{変動費単価 (円/t)}$$

なお、入札価格の算定にあたっては、運営変動費については、計画ごみ処理量を表 1 に示す式に代入して得られる金額を用いるものとする。

(3) 物価変動に基づく改定方法

物価変動に基づき、運営固定費及び運営変動費について、改定を行う。なお、改定の周期は 1 年に 1 回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

ア 提案時点の平成 30 年度平均値を基準とし、表 3 に示す指標ごとに当該支払い年度の前年度平均値を用いて表 4 に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求めるものとする。

イ 改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ウ 運営事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、市と運営事業者で協議を行うものとする。

エ なお、本事業の応募者が表に示す指標以外の指標を用いることが適切と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、候補者決定後の協議において市とその妥当性について協議を行うことができる。

表3 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成内容 ／改定の対象	使用する指標
運営固定費	運転経費	「消費税を除く国内企業物価指数／電力（もしくは産業用特別高圧電力）」（日本銀行調査統計局）
		「消費税を除く国内企業物価指数／水道（もしくは上水道）」（日本銀行調査統計局）
		「消費税を除く国内企業物価指数／灯油（もしくは燃料油）」（日本銀行調査統計局）
		「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品」（日本銀行調査統計局）
	維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」（日本銀行調査統計局）
	人件費	毎月勤労統計調査「賃金指数（現金給与総額）／調査産業計」（厚生労働省）
	その他経費	「企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
運営変動費	変動費単価	「消費者物価指数／財・サービス分類指数（全国）／サービス」（総務省統計局）

表4 運營業務委託費の改定の算定式一覧

項目	記号	備考
入札時の運營業務委託費	$F_t$	入札時に提示される平成[t]年度の運營業務委託費。
改定後の運營業務委託費	$F'_t$	物価変動等に基づく改定後の平成[t]年度の運營業務委託費。
物価指数	$I_t$	表に示す指標の平成[t]年度の平均値。

■算定式：
$$F'_t = F_t \times \frac{I_{t-1}}{I_{30}} \quad \left( \text{改定率} : \frac{I_{t-1}}{I_{30}} \right)$$